

# ～重信川と石手川を見守って～

## 河川愛護モニター情報

### ◎河川愛護モニター制度の目的

国土交通省では、重信川・石手川の河川に関するさまざまな情報を河川管理者（松山河川国道事務所）に報告していただくために、**河川愛護モニター**を設置しています。河川整備、河川利用又は河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、身近な自然空間である河川がどのように使われているのか、どんな状態にあるのかを、河川愛護思想の普及や適正な河川の維持管理に反映していきます。

### ◎河川愛護モニターってどんなことをしているの？

重信川・石手川の国が管理する範囲を9箇所に分け、それぞれに1名の**河川愛護モニター**の方が担当していただいています。散歩や通勤、買い物といった日常生活のなかで見たり聞いたりした重信川・石手川の様子や、地域の皆様のご意見などを河川管理者（松山河川国道事務所）に報告していただくことです。

たとえば・・・

- 1) 重信川・石手川がどのように使われているか（イベントなどの様子）
- 2) ゴミの不法投棄や川に異常を見つけたとき
- 3) 重信川・石手川についての地元の方の声など

### ◎河川愛護モニターになりたい！！

**河川愛護モニター**の任期は1年間です。例年でしたら、1月ころに新しい年度の**河川愛護モニター**の公募を行います。松山河川国道事務所のホームページなどで募集しますので、是非ご応募ください。（詳しくは掲載された応募要領等をご確認ください。）

### ◎平成29年度の**河川愛護モニター**の皆さんをご紹介します。



○河川愛護モニターには、多数の応募があり、その中から河川愛護への関心が特に高く、自治会等の地域に密着した活動に参加している方や、積極的に愛護モニターを実行されると思われる方9名を河川愛護モニターに委嘱しました。

よろしくお願ひします。

○各モニターさんには、右図の区間を、日常生活の活動（散歩、買い物等）のなかで、見たり聞いたり感じたことを報告して頂いています。

草花による季節の便りから、ゴミの不法投棄までたくさんの報告があり、場合によっては現地の確認を行います。



### ★★★平成28年4月から平成29年3月の報告事例★★★

平成28年度においては、1,088件の報告がありました。報告の内訳は下記のとおりです。

○不法投棄等について・・・185件

- ・ゴミの投棄
- ・自転車の投棄、放置など

○河川の利用について・・・40件

- ・スポーツ利用、散歩
- ・ラジコン（飛行機、ヘリ、ドローン）
- ・ゴルフの練習など

○堤防や施設について・・・127件

- ・堤防の草刈り
- ・堤防や看板の破損
- ・河川内の工事など

○河川の状況について・・・261件

- ・植物や動物
- ・河川の水量など

○その他・・・・・・・・・・475件

**栽培禁止！**

**持ち帰り禁止！**

と罰金等が適用されますのでご注意ください。

**特定外来生物について**

重信川流域においても、特定外来生物の侵入繁殖が目立っています。特に河川敷に多いのがオオキンケイギクです。日本の在来生物に被害を及ぼすため、持ち帰ったり、栽培したりすると罰金等が適用されますのでご注意ください。

近年、都市化が進む中で、河川の水辺は水と緑の貴重な空間となっています。多くの植物や生物が生息し、身近に自然と親しむことができます。また、憩いの場として、スポーツやレクリエーションの場として、多くの人々に利用されています。

河川は、原則、自由使用となっていますが、次の利用者が快適に利用できるように**ゴミの後始末等を行うことや、他の利用者の危険にならないように利用する等**、マナーを守って楽しく利用していただければと思います。